

第80期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年7月16日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、健康状態にかかわらず、当日の本株主総会へのご出席をお控えいただき、議決権行使書の郵送でのご返送もしくはインターネット利用による議決権行使のご検討をお願い申し上げます。今後、感染拡大の状況等により、開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトにてご確認賜りますようお願い申し上げます。

目次

第80期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 会計監査人変更の件	
第5号議案 補欠社外取締役選任の件	
第6号議案 役員賞与支給の件	
第7号議案 取締役及び監査役に対する 株式報酬制度の改定の件	
(添付書類)	
事業報告	20
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

証券コード:3161
2021年7月1日

株 主 各 位

東京都台東区蔵前四丁目13番7号

アゼアス株式会社

代表取締役社長 斉 藤 文 明

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を新型コロナウイルス感染予防の観点より、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面もしくはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2021年7月15日（木曜日）の営業時間終了時（午後5時45分）までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月16日(金曜日) 午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル4階 飛翔の間

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第80期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人変更の件 |
| 第5号議案 | 補欠社外取締役選任の件 |
| 第6号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第7号議案 | 取締役及び監査役に対する株式報酬制度の改定の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年7月15日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（5頁）の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧の上、2021年7月15日（木曜日）午後5時45分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎修正事項の通知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて、その旨掲載しますので、あらかじめご承知下さい (<http://www.azearth.co.jp>)。

・本年は、新型コロナウイルス感染予防のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。

・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。

・会場入口付近で、株主様のための消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用し、クールビズにて対応をさせていただきます。

・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染のリスク低減のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通し下さいますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.azearth.co.jp>) にて、発信情報をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

インターネットによる開示についてのご案内

次の事項については、法令及び定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載していません (<http://www.azearth.co.jp/ir/>)。

・連結計算書類の「連結注記表」

・計算書類の「個別注記表」

※会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ホームページに掲載している上記書類を含みます。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより議決権行使していただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年7月16日(金曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2021年7月15日(木曜日)
午後5時45分到着

インターネット



パソコンまたはスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2021年7月15日(木曜日)
午後5時45分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

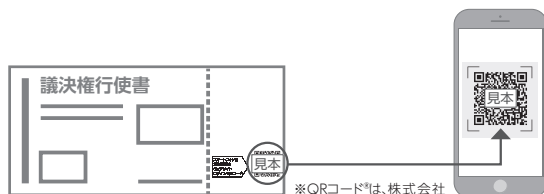
※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

インターネットによる議決権行使について

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

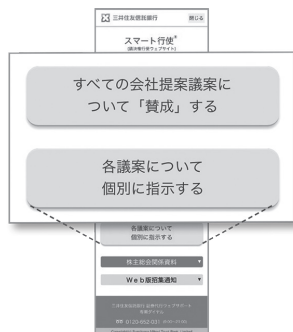
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



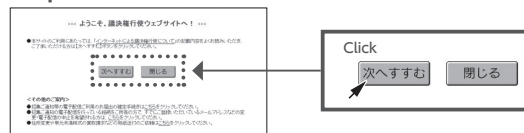
❗「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

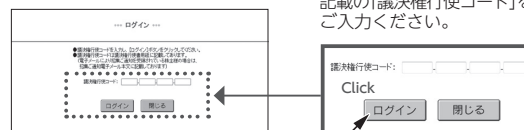
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

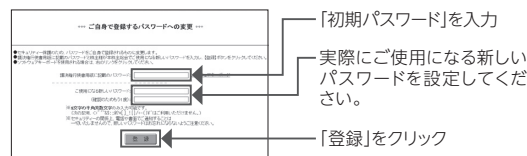


2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、企業体質を一層強化し、安定した収益基盤を確保するため内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、この基本方針と、当期の業績および現在の財務状況等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円とさせていただきたいと存じます。うち、10円につきましては、当期の連結営業利益が、上場後最高益となったことから、特別配当とさせていただくものです。なお、この場合の配当総額は172,267,620円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年7月19日

第2号議案 取締役4名選任の件

現任取締役5名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、戦略的かつ機動的な意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

1

鈴木裕生

生年月日
1948年3月3日生

所有する当社の株式の数
590,513株

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1973年4月 蝶理(株)入社
1978年6月 (株)千代田屋取締役
1981年6月 同社常務取締役
1985年7月 同社代表取締役副社長
1988年7月 同社代表取締役社長
1998年9月 合併により当社代表取締役社長
2011年7月 当社代表取締役会長
2015年7月 当社取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

鈴木裕生氏は、代表取締役社長及び取締役会長を歴任し、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。当社のコーポレートガバナンスの強化を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

2

斉藤文明

生年月日
1971年6月9日生

所有する当社の株式の数
34,000株

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1994年4月 (株)ワークマン入社
2003年4月 当社入社
2007年7月 当社取締役第一事業部長
2011年11月 当社取締役執行役員防護服・環境資機材事業部長
2013年5月 当社取締役執行役員業務本部長
2014年11月 当社取締役執行役員防護服・環境資機材営業本部営業第一部部長
2015年8月 当社取締役執行役員防護服・環境資機材営業第一部部長
2016年5月 当社取締役執行役員防護服・環境資機材営業部部長
2018年8月 当社取締役常務執行役員防護服・環境資機材営業部部長
2019年5月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

斉藤文明氏は、当社主力の防護服・環境資機材事業を中心に、幅広い事業経験と幅広い知見をもとに、代表取締役社長として当社の経営を担ってまいりました。これまでの実績から、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

3

は ば つね ひ こ
羽 場 恒 彦生年月日
1959年4月20日生所有する当社の株式の数
30,000株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月(株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入社
 2006年2月当社へ出向、当社経理部部長
 2008年11月当社執行役員経理部部長
 2009年7月当社取締役経理部部長
 2011年7月当社取締役管理本部部長兼経理部部長
 2011年11月当社取締役執行役員管理本部部長兼経理部部長
 2015年7月丸幸(株)取締役(現任)
 2015年8月当社取締役執行役員総務経理部部長
 2019年5月当社取締役常務執行役員管理部門管掌(現任)

■ 取締役候補者とした理由

羽場恒彦氏は、金融機関で培われた豊富な経験と知識に加え、税理士・社会保険労務士の資格を有し、当社における経営管理、財務及び総務部門担当の取締役として業務執行を担ってまいりました。これらの経験や知識を経営に活かし、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

4

ふ じ も と よ し な り
藤 本 凱 也生年月日
1947年9月8日生所有する当社の株式の数
1,000株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1970年4月(株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入社
 1999年4月(株)ライオンズファミリー代表取締役専務
 2000年6月扶桑レクセル(株)(現(株)大京)常務取締役
 2004年6月同社取締役副社長執行役員
 2008年6月オーフ Raya不動産(株)代表取締役社長
 2014年6月同社代表取締役会長
 2015年7月オフィス藤本代表(現任)
 2015年7月当社取締役(現任)
 2018年3月ソフトブレーン(株)社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤本凱也氏は、金融機関において支店長、部長を歴任後、不動産会社の経営に携われ、その豊富な経験と幅広い見識により、中立、公正な立場から当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に十分にその職務を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

藤本凱也氏には、中長期的な企業価値の向上を図るために、取締役会において経営全般にわたり積極的かつ活発な発言により有益な助言を行っていただくとともに、人事・報酬委員会の委員長として、役員報酬や役員および幹部社員の人事について客観的な立場から審議を進行していただくことを期待しています。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年4月30日現在のものです。
3.取締役候補者藤本凱也氏は、社外取締役候補者であります。藤本凱也氏は、2015年7月に当社の社外取締役として選任され就任しており、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
4.当社は藤本凱也氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
5.藤本凱也氏は、社外取締役として当社との間で、定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。
6.当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

現任監査役3名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりです。

1

おくやま ち さ
奥山 智 砂

生年月日

1967年10月1日生

所有する当社の株式の数

200株

新任



■ 略歴及び当社における地位ならびに重要な兼職の状況

1990年 4月 (株)小田急百貨店入社
 2005年 2月 デュボン(株)入社
 2010年 6月 当社入社、防護服・環境資機材事業部
 2013年 8月 当社総務経理部総務課課長
 2021年 5月 当社総務部担当課長（現任）

■ 監査役候補者とした理由

奥山智砂氏は、当社総務経理部総務課課長及び取締役会事務局等を歴任し、リスク管理やコンプライアンス推進の経験と知識を有していることから、当社監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、監査役候補者としたものであります。

2

か も おさむ
加 毛 修

生年月日

1947年3月25日生

所有する当社の株式の数

5,000株

再任



■ 略歴及び当社における地位ならびに重要な兼職の状況

1970年 9月 司法試験合格
 1973年 4月 弁護士登録
 1981年 4月 加毛法律事務所（現銀座総合法律事務所）所長（現任）
 2003年 4月 学校法人巣鴨学園理事（現任）
 2006年 7月 当社監査役（現任）
 2010年10月 政府調達苦情検討委員会委員長
 2016年 6月 日本航空(株)社外監査役（現任）
 2016年 9月 東京都政改革本部特別顧問

■ 社外監査役候補者とした理由

加毛修氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、当社監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

生年月日

1966年12月29日生

所有する当社の株式の数

0株

再任



■ 略歴及び当社における地位ならびに重要な兼職の状況

1989年 3 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所

1991年 3 月 公認会計士登録

2010年 1 月 (株)パートナーズ・コンサルティング入社

2013年11月 パートナーズS G監査法人社員

2017年 7 月 当社監査役（現任）

2019年 6 月 クラシス(株)監査役（現任）

高橋章夫公認会計士事務所代表（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由

高橋章夫氏は、公認会計士としての識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、当社監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.上記監査役候補者の有する当社の株式数は、2021年4月30日現在のものです。

3.奥山智砂氏は、新任の監査役候補者であります。

4.加毛修氏及び高橋章夫氏は社外監査役候補者であります。加毛修氏は、2006年7月に当社の監査役として選任され就任しており、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって15年となります。高橋章夫氏は、2017年7月に当社の監査役として選任され就任しており、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

5.当社は加毛修氏及び高橋章夫氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。

6.加毛修氏及び高橋章夫氏は、社外監査役として、当社との間で、定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度のいずれか高い額となっております。

7.当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人変更の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、アーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮に入れたうえで、アーク有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点の監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性、品質管理体制及び監査水準の報酬等について監査役会が総合的に検討を行った結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年6月1日現在)

名称	アーク有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-23-3		
沿革	1975年 4月 近畿第一監査法人設立 1975年 4月 聖橋監査法人設立 1982年 8月 明治監査法人設立 2004年 3月 アーク監査法人設立 2016年 1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更 2016年 7月 聖橋監査法人が明治アーク監査法人と合併 2019年 7月 有限責任監査法人へと移行し、アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年 7月 近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併		
概要	資本金	5,000万円	
	構成人員	代表社員	6名
		社員	31名
		職員	122名（うち公認会計士61名）
		合計	159名
	監査クライアント数	100社（うち東証一部17社、東証二部9社）	
	海外提携先	クレストン・インターナショナル(Kreston International)	

(注) 会計監査人候補者アーク有限責任監査法人は、当社または当社の子会社及び関係会社等から多額の金銭その他の財産上の利益を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

第5号議案 補欠社外取締役選任の件

法令に定める社外取締役を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠社外取締役候補者は、次のとおりであります。



ひろ せ ま さ ひ ろ
広 瀬 全 宏

生年月日

1952年10月14日生

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1975年 3 月 慶應義塾大学経済学部卒業

1975年 4 月 (株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行

2001年 4 月 札幌大通法人営業部長 兼 札幌大通支店長

2002年 4 月 人材開発部長

2006年 5 月 (株)エム・アンド・エム (現(株)エムエムアンドニー
ク) 取締役副社長

2007年 7 月 (株)エム・アンド・エム (現(株)エムエムアンドニー
ク) 代表取締役社長

2018年 7 月 (株)ムトウ取締役社長 (現任)

■ 補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

広瀬全宏氏は、金融機関において支店長、部長を歴任後、医療機器販売会社の経営にも携わられ、その豊富な経験と幅広い見識により、中立、公正な立場から当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に十分にその職務を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者としたものであります。

広瀬全宏氏には、主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、中長期的な企業価値の向上を図るために、取締役会において、経営全般にわたり積極的かつ活発な発言により有益な助言を行っていただくことを期待しています。

(注) 1. 広瀬全宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 広瀬全宏氏が有する当社の株式数は、2021年4月30日現在のものです。

3. 広瀬全宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

4. 広瀬全宏氏が就任した場合は、社外取締役として当社との間で、定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。広瀬全宏氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役5名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、役員賞与総額24,000千円（うち社外取締役を除く取締役分20,000千円、社外取締役分1,000千円、監査役分3,000千円）を支給することといたしたいと存じます。

当社は、本招集ご通知28頁に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うもので、相当であると判断しております。

本議案に関しましては、社外取締役が委員長を務める任意の人事・報酬委員会の審議・答申を受け、取締役会にて決定しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

第7号議案 取締役及び監査役に対する株式報酬制度の改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会において取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等①」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度①」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、本制度①に関し、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の報酬枠に代えて報酬枠を改めて設定すること、並びに、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等②」といい、取締役等①と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度②」といい、本制度①と併せて「本制度」といいます。）にかかる株式報酬の報酬枠を新たに設定することのご承認をお願いするものであります。

本制度①は、原決議同様、取締役等①の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除きます。）が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること並びに、社外取締役及び監査役が、社外取締役にあっては監督、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、本制度②は、取締役等②の報酬と中期経営計画との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。上記目的に加え、本議案は当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知28頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2012年7月27日開催の第71期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬限度額（年額300,000千円以内。ただし使用人給与分は含みません。）及び監査役の報酬限度額（年額50,000千円以内。）とは別枠で、本制度①に基づく報酬を当社の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。）に対して、本制度②に基づく報酬を当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度①及び本制度②の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度①の対象となる取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名となり、本制度②の対象となる取締役の員数は3名（社外取締役は対象外）となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

<本制度①>

本制度①は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等①に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程①（ただし、役員株式給付規程①のうち、監査役に関する部分については、その制定及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものとしたします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等①が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等①の退任時となります。

<本制度②>

本制度②は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役等②に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程②に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等②が当社株式の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期となります。

(2) 本制度の対象者

<本制度①>

当社取締役、監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。）

<本制度②>

当社取締役、執行役員（社外取締役を含みません。）

(3) 信託金額

当社は、2017年4月末日で終了した事業年度から2021年4月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度①を導入しており、当初対象期間に関して本制度①に基づく当社の取締役等①への給付を行うための株式の取得資金として、70百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等①を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式132,900株を取得しております。

<本制度①>

当初対象期間経過後も、本制度①が終了するまでの間、当社は原則として各対象期間ごとに、本制度①に基づく取締役等①への当社株式等の給付を行うための株式の取得資金として、取締役分として63百万円（うち社外取締役分3百万円）、監査役分として7百万円、合計70百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する本制度①に基づく取締役等①への当社株式等の給付を行うために取得された当社株式（取締役等①に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等①に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び本制度①に基づく取締役等①への当社株式等の給付を行うための株式の取得資金としての金

銭（以下、「残存株式等①」といいます。）があるときは、残存株式等①の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。

<本制度②>

当初対象期間経過後、本制度②が終了するまでの間、当社は原則として各対象期間ごとに、本制度②に基づく取締役等②への当社株式の給付を行うための株式の取得資金として、取締役分として99百万円、執行役員分として27百万円、合計126百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する本制度②に基づく取締役等②への当社株式等の給付を行うために取得された当社株式（取締役等②に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等②に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び本制度②に基づく取締役等②への当社株式等の給付を行うための株式の取得資金としての金銭（以下、「残存株式等②」といいます。）があるときは、残存株式等②の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は280,000株とします。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

<本制度①>

本制度①について、当社は、各事業年度に関して、取締役（社外取締役を除きます。）に対しては、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与し、社外取締役及び監査役に対しては、役位により定まる数のポイントを付与します。取締役に付与する5事業年度当たりのポイント数の合計は、126,000ポイント（うち社外取締役分6,000ポイント）を上限とし、監査役に付与する5事業年度当たりのポイント数の合計は14,000ポイントを上限とします。

<本制度②>

本制度②について、当社は、各事業年度に関して、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に対して、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役に付与する5事業年度当たりのポイント数の合計は、110,000ポイントを上限とし、執行役員に付与する5事業年度当たりのポイント数の合計は30,000ポイントを上限とします。

上記内容は、現行の役員報酬の支給水準、取締役等①及び取締役等②の員数の動向

と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等①及び取締役等②に付与されるポイントは、下記（６）の当社株式等又は当社株式の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等①及び取締役等②に付与される５事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（280,000株）の発行済株式総数（2021年4月30日現在。自己株式控除後）に対する割合は4.88%です。

下記（６）の当社株式等又は当社株式の給付に当たり基準となる取締役等①及び取締役等②のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等①に付与されたポイント数と、在任中に当該取締役等②に付与されたポイント数とで区分して、各受益権確定時までに付与されたポイントを合計した数でそれぞれ確定します（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（６）当社株式等又は当社株式の給付

＜本制度①＞

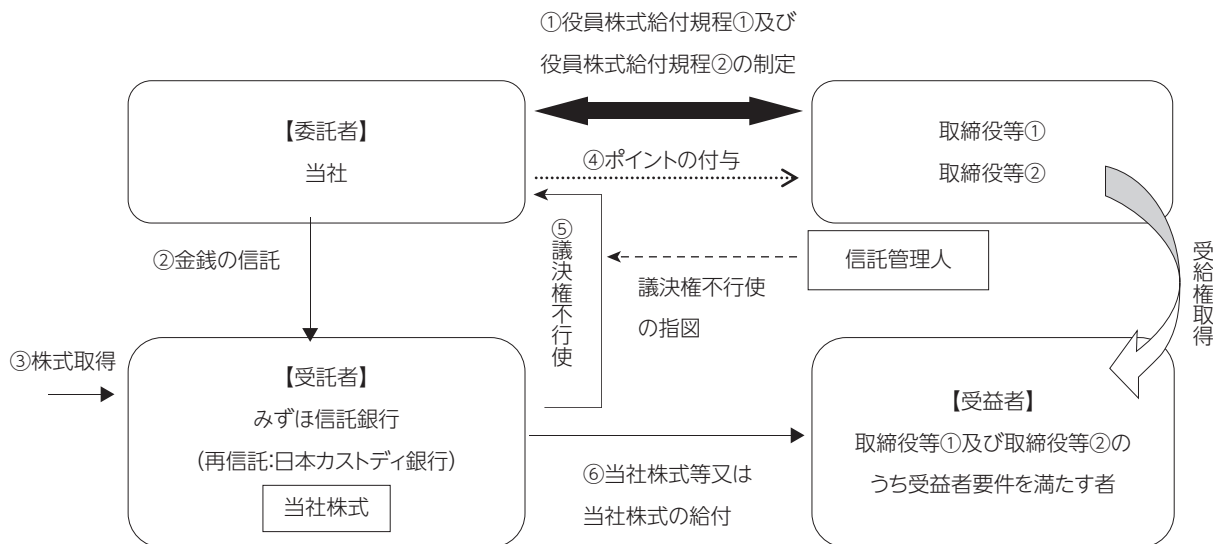
取締役等①が退任し、役員株式給付規程①に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等①は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程①に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

＜本制度②＞

取締役等②が原則として在任中に役員株式給付規程②に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等②は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、在任中一定の時期に本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等①及び取締役等②であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、当社に重大な損害を与えた場合等の事由に該当した場合、給付を受ける権利を取得できないこととします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程①」及び「役員株式給付規程②」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程①」及び「役員株式給付規程②」に基づき取締役等①及び取締役等②にポイント进行付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等①を退任した者のうち「役員株式給付規程①」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等①が「役員株式給付規程①」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。また、本信託は、在任中一定の時期に取締役等②のうち「役員株式給付規程②」に定める受益者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年5月1日から2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症流行による歴史的な落ち込み後、一時は緩やかな改善の気配が見られたものの、昨年末以降は、感染症再拡大の影響に伴い、対面型産業を中心として再び経済活動が縮小、日本経済全体で低迷の長期化が続く厳しい状況となりました。今後の感染症収束と景気回復が期待されてはいるものの、依然として不確実性を伴う見通しとなっています。このような環境下で、デジタル化の加速と新しい生活様式の定着という経済・社会構造の変化も進行し、企業活動自体が変革に対処していくことを求められる1年にもなりました。

このような環境下、主力事業であります防護服・環境資機材事業が引き続き比較的堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は10,205百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は793百万円（前年同期比70.3%増）、経常利益は876百万円（前年同期比83.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は621百万円（前年同期比96.4%増）となり、増収増益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

防護服・環境資機材事業におきましては、有害化学物質から人と環境を守る、感染症から人と社会を守る、作業環境リスクから人を守る、という3つの営業活動を進め、当社の強みであるタイベック®防護服の安定供給と新規防護服分野の市場創造に注力してまいりました。具体的には、従来から進めている化学工場、再生医療分野における新規需要の開拓に加え、石綿除去工事用機材や企業向け別注品の受注などで実績を積み重ねながら、全国的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症に対する感染症対策用資材、発生が相次いだ豚熱（CSF）や鳥インフルエンザに対する防疫用防護服など緊急の社会的需要にも対応できる体制整備を進めました。その結果、売上高は6,194百万円（前年同期比12.8%増）、セグメント利益（営業利益）は1,079百万円（前年同期比50.7%増）となり、増収増益となりました。

機能性建材事業におきましては、利益率の確保できる商品の販売に注力しましたが、住環境や嗜好の変化により和室が減少傾向で、需要の縮小が続いており、売上高は965百万円（前年同期比15.8%減）、セグメント利益（営業利益）は22百万円（前年同期比18.2%減）となり、減収減益となりました。今後は、前年度から販売する新製品「ReFace」を中心に、機能性が高く、特色ある建材の販売に集中することで、新たな需要を創造し、利益確保に注力してまいります。

アパレル資材事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大、及

び、取引先の在庫調整の影響により需要が縮小し、特に、ワーキング分野とカジュアル分野は厳しい環境で、売上高は2,180百万円（前年同期比14.6%減）、セグメント利益（営業利益）は66百万円（前年同期比16.5%減）となり、減収減益となりました。今後は、新たな市場へ独自性を有する商品を開発、投入し、収益性の改善に努めてまいります。

（注）「タイベック[®]」は、米国デュポンの登録商標です。

セグメント別売上高（連結ベース）

（単位：百万円）

事業名	前期		当期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
防護服・環境資機材事業	5,491	55.2%	6,194	60.7%	703	12.8%
機能性建材事業	1,146	11.5%	965	9.4%	△181	△15.8%
アパレル資材事業	2,552	25.7%	2,180	21.4%	△372	△14.6%
その他事業	750	7.6%	865	8.5%	114	15.3%
合計	9,941	100.0%	10,205	100.0%	264	2.7%

（注）その他事業は全額中国子会社の事業であります。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は116百万円であります。そのうち、アゼアスデザインセンター秋田を中心とした防護服増産、マスク製造に関わる設備投資は、建設仮勘定計上分を含め、90百万円でありました。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度に、当社の所要資金として調達はありません。長期借入金は、約定返済により74百万円減少しました。

（4）重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 連結ベース

(単位：百万円)

	第77期 (2018年4月期)	第78期 (2019年4月期)	第79期 (2020年4月期)	第80期 (2021年4月期)
売上高	9,223	9,520	9,941	10,205
親会社株主に帰属する当期純利益	160	215	316	621
1株当たり当期純利益	28.52円	38.40円	56.24円	110.36円
純資産	5,260	5,374	5,608	6,138
総資産	7,339	7,689	7,758	8,644

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、当社は「株式給付信託 (BBT)」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第78期期首より適用しており、第77期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

② 単体ベース

(単位：百万円)

	第77期 (2018年4月期)	第78期 (2019年4月期)	第79期 (2020年4月期)	第80期 (2021年4月期)
売上高	7,000	7,413	8,077	8,428
当期純利益	92	159	288	537
1株当たり当期純利益	16.41円	28.38円	51.23円	95.54円
純資産	4,844	4,921	5,135	5,573
総資産	6,604	6,973	7,020	7,806

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、当社は「株式給付信託 (BBT)」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項に対処すべき課題として取組みを進めております。

① 中期経営計画の実行

当社グループは、2020年5月から2023年4月までの中期経営計画「Next Stage 実行計画2020」に取り組んでおり、2021年5月より計画の2期目に入りました。計画の1期目には、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や働き方の変更、デジタル化の加速による経済・社会構造の変化が進行し、経営環境が大きく変化する一方で、感染症収束まで長期化することも見込まれ、不確実性を伴う状況は今後も続くことが予想されます。このような環境のなかで、計画の達成を意識した取組みを進め、引き続き持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

中期経営計画では、「飛躍的成長の基礎となる変革期と位置付け、積極的な投資を実行する」「事業ポートフォリオの見直しと事業構造改革により収益力を高める」「魅力のある企業集団を作り、顧客、社員、株主満足を向上させる経営を行う」の以上3点を基本方針としていますが、今年度は、特に、「防護服、マスクの国内サプライチェーン網の再構築」「ソリューションの深化とイノベーションの実践」「脱商社」「事業ポートフォリオ見直し」の施策に注力してまいります。

② 防護服市場開拓と国内外サプライチェーン網の再構築

日本における防護服の普及率は欧米に比べ低く、今後更なる事業開発の余地があります。このため、研究開発機能を強化し、発がん性のある化学物質対策や医療機関の感染症対策向け防護服、難燃・アークフラッシュ、高視認性防護服等の開発を進め、より安全な作業現場の実現に取り組んでおります。秋田県大仙市のアゼアスデザインセンター秋田において、生産技術等の蓄積を行い、企画開発力の強化に努めております。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により防護服を中心とした感染対策用資材の需要が前年度末より急拡大し、資材の需給はタイトな状況が続きました。今後は、アゼアスデザインセンターの生産設備拡張により国内サプライチェーン網を再構築し、国内供給能力を大幅に増強することで、防護服の需要に対する社会的な要請に応えてまいります。

③ 新事業開発

今後企業として尚一層の発展を遂げていくには、防護服・環境資機材事業に次ぐ新たな成長事業が不可欠と考えます。その一環として、マスク等パーソナルヘルスケア分野の製品販売等を拡大し、ヘルスケア事業として注力してまいります。従来の「安全・防護」のドメインに加え、「健康・快適」といったドメインも含め、ビジネスチャンスの拡大に努め、「社会の安全・安心を実現する」事業ポートフォリオへ転換してまいります。

④ 人材の育成と確保

当社グループが今後も継続的発展を遂げていくためには、人材の確保と育成は重要課題として位置付けております。第80期（2021年4月期）より新人事制度を導入し優秀な人材の確保と次世代経営層の中核となる人材の育成、若手社員の早期戦力化を図っております。ま

た、働き方については、在宅勤務の整備、女性活躍支援、中堅社員の活性化、高齢者雇用等に取り組む、男性社員の育児関連休暇の取得促進など、健康経営を意識し、人材活性化を進めてまいります。

⑤ 内部統制の強化と業務の効率化

中国の子会社を含め、連結ベースでの内部統制強化に引き続き取り組んでおります。業務の効率化については、防護服・環境資機材事業におけるWEB-EDI等の受注システムの効率的な運用、タブレット端末などのICT活用を進め、顧客サービスの向上、営業の機動力の強化とともに、社内業務プロセスの改革を進めております。また、事業継続プランの一環として、テレワークへの対応にも取り組みます。これらの業務の効率化とあわせてチェック機能をより強化する体制の構築に取り組みます。

(7) 主要な事業内容（2021年4月30日現在）

① 防護服・環境資機材事業

化学防護服、作業用防護服、環境資機材の製造販売

② 機能性建材事業

畳表、各種畳材料の販売及び畳工事の施工

③ アパレル資材事業

裏地、芯地、型カット品その他繊維副資材の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（2021年4月30日現在）

① 主な事業所

（国内事業所）

本社	東京都台東区蔵前四丁目13番7号
大阪事業所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目7番6号
児島事業所	岡山県倉敷市児島元浜町138番地2
岡山事業所	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
関東物流センター	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中464番地
西日本物流センター	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
アゼアスデザイン センター秋田	秋田県大仙市戸地谷字大和田176番地1

（子会社）

丸幸株式会社 群馬県太田市清原町5番地11

（海外現地法人）

日里貿易（上海）有限公司
上海市徐匯区漕宝路82号光大会展中心E座1405室

日里服装輔料（大連）有限公司
 中国大連經濟技術開發区万宝街10-2-2号
 大連保稅区日里貿易有限公司
 中国大連金普新区哈尔滨路39号
 丸幸国際貿易（上海）有限公司
 上海市徐匯区漕宝路82号光大会展中心E座1405室
 （海外駐在員事務所）
 ベトナム駐在員事務所 Room 1. 04, Phuong Tower, 31C Ly Tu, Trong,
 Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City
 （関連会社）
 メディケア・ジャパン株式会社
 東京都台東区蔵前四丁目13番7号

② 従業員の状況

従 業 員 数	224 (50) 名
---------	------------

（注） 使用人兼務役員は含まれておりません。（ ）内は臨時従業員の年間平均雇用人員の内数です。

(9) 主要な借入先及び借入額の状況（2021年4月30日現在）
 借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
日 里 貿 易（ 上 海 ） 有 限 公 司	40,000千円	100%	繊維副資材の販売
日里服装輔料（大連）有限公司	140,000米\$	100%	繊維副資材の製造販売
大連保稅区日里貿易有限公司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売
丸 幸 株 式 会 社	24,000千円	100%	衣料素材・副資材の企画・販売
丸幸国際貿易（上海）有限公司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売

（注） 丸幸国際貿易（上海）有限公司は、丸幸株式会社の100%子会社です。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 6,085,401株

(3) 株主数

6,767名

(4) 自己株式の数

普通株式 343,147株

(5) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 木 裕 生	590,513株	10.28%
澤 田 匡 宏	150,000	2.61
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	125,000	2.18
株 式 会 社 広 島 銀 行	125,000	2.18
日 本 国 土 開 発 株 式 会 社	120,000	2.09
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E □)	113,700	1.98
倉 敷 織 維 加 工 株 式 会 社	100,000	1.74
須 藤 素 子	94,600	1.65
バ ッ ク レ イ 麻 知 子	89,000	1.55
MSCO CUSTOMER SECURITIES	83,700	1.46

- (注) 1. 当社は、自己株式を343,147株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E□）の所有株式113,700株は、「株式給付信託(BBT)」制度導入に伴う当社株式であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
取 締 役 会 長	鈴 木 裕 生	
代 表 取 締 役 社 長	斉 藤 文 明	
取 締 役	羽 場 恒 彦	常務執行役員 管理部門管掌 丸幸株式会社取締役
取 締 役	山 岡 司	執行役員 アパレル資材事業管掌 丸幸株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 本 凱 也	オフィス藤本代表
常 勤 監 査 役	小 澤 俊 隆	丸幸株式会社監査役
監 査 役	加 毛 修	銀座総合法律事務所所長 学校法人巣鴨学園理事 日本航空株式会社社外監査役
監 査 役	高 橋 章 夫	公認会計士 高橋章夫公認会計士事務所代表 クラシス株式会社監査役

- (注) 1. 取締役藤本凱也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役加毛修、高橋章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役高橋章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員等の業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害に対しては填補されないなどの免責条項が付されています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図り、安定的な株主利益の実現に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等については、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成します。取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、成果に応じ、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内にて決定します。業績連動報酬等は、各事業年度の事業計画の目標値に対する達成度合いと、株主還元とのバランスを考慮して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。非金銭報酬等は、社外取締役を除く取締役については、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、社外取締役については、監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的に、株式給付信託により、役員株式給付規程に従って毎年ポイントを付与します。なお、役員退職慰労金制度は、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定しておりますが、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する功労加算金を含めた退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。

この決定方針は、任意の人事・報酬委員会で審議し、取締役会に答申したうえで、取締役会で決議することにより決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2012年7月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬限度額（使用人は含みません。）は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。また、株式報酬は、当該報酬限度額とは別枠で、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会において、株式給付信託の導入を決議いただいております。決議時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき取締役会長鈴木裕生がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および賞与の額としています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、中立的な立場から監督の役割を担う非執行の取締役会長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が取締役会長によって適切に行使されるよう、社外取締役が委員長を務める任意の人事・報酬委員会の事前の審議を得て、当該審議の内容を踏まえて個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動賞与	非金銭報酬等 (株式報酬)	
取 締 役	94,647	66,300	21,000	7,347	5 名
監 査 役	15,449	11,640	3,000	809	3 名
合 計 (うち社外役員)	110,097 (11,250)	77,940 (8,040)	24,000 (2,600)	8,157 (610)	8 名 (3 名)

- (注) 1. 業績連動賞与は、当事業年度の費用として引当金に計上した役員賞与を含めております。業績連動賞与に関しては、取締役等の達成意識を高めるとともに、安定的な株主還元を実現するため、経営計画の重要な財務目標である連結経常利益を指標として、当事業年度の実績から、一定の算式に基づき、支給額を決定しております。前期の連結経常利益は477百万円、今期の連結経常利益は876百万円です。
2. 非金銭報酬等（株式報酬）である「株式給付信託」は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して役員株式給付規程に従って毎年ポイントを付与し、これに応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて取締役等へ給付される制度です。上記株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。

3. 上記支給額には、使用人兼務取締役1名の使用人分給与2,400千円は、含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	藤 本 凱 也	取締役会16回のうち16回出席	主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、経営全般にわたり、積極的かつ活発に発言を行っています。
社外監査役	加 毛 修	取締役会16回のうち16回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。
社外監査役	高 橋 章 夫	取締役会16回のうち16回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(イ) 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

(ウ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は、主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、中長期的な企業価値の向上を図るために、取締役会において、経営全般にわたり積極的かつ活発な発言により有益な助言を行うとともに、人事・報酬委員会の委員長として、役員選任と報酬に関する手続の妥当性について審議し、監督機能を適切に発揮しています。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ④取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員が当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,150千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,150千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 会計監査人に対しての非監査業務に対する対価の支払いはありません。
3. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社である日里貿易(上海)有限公司は、上海中佳永信会計師事務所有限公司の、日里服装輔料(大連)有限公司、大連保税区日里貿易有限公司は、遼寧柏利会計師事務所有限公司の監査等を受けております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第29条に設けており、EY新日本有限責任監査法人と責任限定契約を締結しております。

損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とします。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制の決定内容】

当社は、2006年5月13日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号等に定める体制の整備に関する基本方針を次のとおり決議しております。(最終改正：2019年5月1日)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社グループ会社の法令等遵守及び業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

(1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、役員及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理、経営理念及び「経営理念の実践」に基づき制定した「企業行動規範」並びに「コンプライアンス・マニュアル」を遵守し（以下「コンプライアンス」という）、取締役自らによる率先垂範並びに定期的研修を通じて従業員への周知徹底を図る。
- ②代表取締役は、コンプライアンスの徹底強化のため、管理部門管掌役員をコンプライアンス全体の総括責任者（以下「コンプライアンス総括責任者」という）に任命し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。総務部は、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ③当社は、執行役員制度に基づき、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にし、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。
- ④当社は、従業員が法令、定款もしくはその他社内規程上、違反または疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「内部通報制度管理規程」を制定した。
- ⑤取締役は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンス違反に関する事実を知り得た時には、遅滞無く取締役会、監査役会に報告する。
- ⑥監査役及び内部監査室は連携し、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「会社保有データ取扱い規程」、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、適正に当該情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、整理・保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ②代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部門管掌役員を任命する。
- ③監査役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する実施状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役は、管理部門管掌役員をリスク管理に関する総括実施責任者として任命し、管理部門管掌役員は全社的なリスクの統括管理に当る。
- ②管理部門管掌役員は、各部等の担当執行役員と共に、リスク管理体制を構築し、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の強化を図る。
- ③会社の経営、人命、社会及び環境に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した時は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を対策本部長、全取締役及び総務部部長を各対応責任者とする危機管理対策本部を設置し、社内外広報・顧客対応・実務対応・情報収集・防止対策等の必要なリスク対応を図る。
- ④監査役及び内部監査室は連携して各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

- ②また、決裁に関する「職務権限規程」に基づき、執行役員である部長の職務分担に定められた決裁権限基準に従い決裁を行う。
ただし、重要な事項については取締役会等において審議の上、遂行決定を行う。
- ③当該担当業務の遂行については、業務分掌と責任を明確にした「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務遂行する。
- ④月1回開催される執行役員会及び営業報告会等の会議において、営業の進捗状況、経営計画の進捗状況、財務の状況等経営全般に関わる事項に関して審議検討し、遂行決定を行う。
- ⑤取締役会は、各部等担当執行役員に各部、室の経営計画に基づいた業務遂行状況を定期的に報告させ、その状況を監督する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するため、管理部門管掌役員、取締役または担当執行役員は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の運営管理及び支援業務を行う。また当社グループ会社に対し、各社の取締役・従業員の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ②当社グループ会社の所轄業務については、効率的な業務遂行、法令等の遵守体制、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社取締役または担当執行役員が統括管理する。当社グループ会社においても「リスク管理規程」を定め、グループ一体となったリスク管理体制を構築することにより、当社グループ会社についても、損失の危険の管理を徹底する。
- ③当社グループ会社においては、それぞれの会社の実態に即して、業務分掌、職務権限を定め、業務を適正かつ効率的に遂行する。各社の取締役として当社社員を配し、連携を密にして、情報の共有化と業務の効率化を図る。
- ④当社グループ会社の共通の規程として「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度管理規程」等を定め、当社グループ会社においても、取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑤当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。報告した者については、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない。

⑥監査役及び内部監査室は連携して、当社グループ会社の管理体制を監査し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は、定期的にグループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役会が監査業務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当社従業員が監査役の監査業務を補助する。

②監査役は当社従業員に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該従業員は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。
また、当該従業員の人事異動、懲戒処分、人事考課等の人事権については、監査役の同意を得る。

(7) 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役及び従業員は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、「監査役への報告規程」に基づき、監査役にその都度報告するものとする。なお、同規程は、報告した者について、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない旨等を規定している。

- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務遂行状況を把握するため、取締役会に出席する。また、執行役員会等の重要な会議に出席することができる。
また、業務遂行に関する重要な書類等の閲覧並びに、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。
- ③代表取締役社長と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合をもつ。
また、監査役は会計監査人及び内部監査室、コンプライアンス総括責任者との緊密な連携を保つよう努め、監査の実効性確保を図る。
- ④監査役は必要に応じて、当社の会計監査人及びその他外部の専門家の助言を求めることができる。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用または債務については、職務の執行が滞りなく行われるよう、前払または適当な期間後に処理する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ①当社及び当社グループは、反社会的勢力に対しては、断固たる行動をとるものとし、取引を含めた一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、基本方針とする。
- ②反社会的勢力排除については、社内研修を通じ周知徹底し、不当要求等を受けた場合は毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

役員及び従業員一人一人がコンプライアンスの重要性を認識するため、全員が期初に「コンプライアンス宣誓書」を総務部に提出しております。また、規程説明会でコンプライアンス・マニュアルの説明を行い周知を図っております。

法令違反行為などコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見して解決するため、社内及び社外の通報窓口を設けて中国子会社を含むグループ全社において、内部通報制度の実効性向上を図っております。同制度及び通報窓口については、全社員に年2回案内をして制度の周知を図っております。

また、コンプライアンス上の問題がないかどうかを定期的に確認するため、全社員が年2回、「コンプライアンス点検報告書」を総務部に提出しております。

(3) リスク管理体制

毎期、リスク管理項目の洗い替えを行い、当該リスクへの対応状況は、月1回開催される執行役員会で随時報告しております。

また、危機管理規程及び緊急事態対策マニュアルを定めており、随時内容の見直しを行っております。

(4) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画書を作成し、業務監査を行うとともに、財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価も行っております。また、必要に応じ、改善措置を講じるとともに、そのフォローアップ監査も実施しております。

(5) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、また、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で定期会合を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、内部監査室とも定期会合を実施し、執行役員会、リスク管理委員会、営業報告会等重要な会議に出席するとともに稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(備考) 本事業報告の記載金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。
なお、比率につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

2021年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(6,764,909)	流動負債	(2,256,737)
現金及び預金	2,720,274	支払手形及び買掛金	1,482,644
受取手形及び売掛金	2,243,592	電子記録債務	233,309
電子記録債権	455,884	賞与引当金	59,200
商品及び製品	1,107,581	役員賞与引当金	24,000
原材料	152,337	未払金	49,177
仕掛品	1,910	未払法人税等	183,839
その他	94,431	1年内返済予定の長期借入金	74,988
貸倒引当金	△11,101	その他	149,579
固定資産	(1,879,980)	固定負債	(250,131)
有形固定資産	(1,380,995)	長期借入金	43,791
建物及び構築物	561,290	役員退職慰労引当金	100,160
機械装置及び運搬具	71,933	役員株式給付引当金	31,025
土地	681,255	退職給付に係る負債	71,564
建設仮勘定	43,530	資産除去債務	3,590
その他	22,986	負 債 合 計	2,506,868
無形固定資産	(79,509)	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(419,475)	株主資本	(6,080,103)
投資有価証券	134,286	資本金	887,645
退職給付に係る資産	44,827	資本剰余金	1,094,103
繰延税金資産	32,001	利益剰余金	4,355,124
保険積立金	84,298	自己株式	△256,769
その他	137,601	その他の包括利益累計額	(57,917)
貸倒引当金	△13,539	その他有価証券評価差額金	7,759
		為替換算調整勘定	50,157
		純 資 産 合 計	6,138,021
資 産 合 計	8,644,890	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,644,890

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 損 益 計 算 書

2020年 5 月 1 日から
2021年 4 月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		10,205,983
売上原価		7,960,425
売上総利益		2,245,557
販売費及び一般管理費		1,451,822
営業利益		793,735
営業外収益		
受取利息	887	
受取配当金	5,940	
持分法による投資利益	59,796	
業務受託料	18,000	
補助金収入	105	
その他	6,034	90,765
営業外費用		
支払利息	509	
為替差損	7,243	
その他	94	7,846
経常利益		876,653
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	2,699	2,704
特別損失		
減損損失	120	
固定資産除却損	529	
投資有価証券売却損	9,393	
投資有価証券評価損	948	10,991
税金等調整前当期純利益		868,366
法人税、住民税及び事業税	239,025	
法人税等調整額	8,130	247,156
当期純利益		621,210
親会社株主に帰属する当期純利益		621,210

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

2020年 5 月 1 日から
2021年 4 月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020 年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,094,103	3,846,218	△256,769	5,571,197
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△114,845		△114,845
親会社株主に帰属 する当期純利益			621,210		621,210
持分法の適用範囲の変動			2,540		2,540
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	508,905	—	508,905
2021 年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,094,103	4,355,124	△256,769	6,080,103

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2020 年 5 月 1 日 残 高	△8,556	545	45,175	37,164	5,608,362
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△114,845
親会社株主に帰属 する当期純利益					621,210
持分法の適用範囲の変動					2,540
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	16,315	△545	4,982	20,753	20,753
連結会計年度中の変動額合計	16,315	△545	4,982	20,753	529,659
2021 年 4 月 30 日 残 高	7,759	—	50,157	57,917	6,138,021

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸 借 対 照 表

2021年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(5,870,326)	流動負債	(2,053,557)
現金及び預金	2,369,628	支払手形	953,261
受取手形	589,469	買掛金	614,518
売掛金	1,296,023	未払費用	56,245
電子記録債権	445,696	前受金	4,671
商品	853,742	賞与引当金	52,800
製品	152,965	役員賞与引当金	24,000
原材料	111,001	未払金	40,037
仕掛品	1,910	未払法人税等	182,800
前渡金	174	預り金	11,044
前払費用	11,276	1年内返済予定の長期借入金	74,988
その他	41,638	その他	39,189
貸倒引当金	△3,200		
固定資産	(1,935,712)	固定負債	(178,566)
有形固定資産	(1,278,129)	長期借入金	43,791
建物	546,415	役員退職慰労引当金	100,160
構築物	7,796	役員株式給付引当金	31,025
機械及び装置	60,450	資産除去債務	3,590
車両運搬具	625	負 債 合 計	2,232,123
工具、器具及び備品	20,840	純 資 産 の 部	
土地	598,471	株主資本	(5,563,453)
建設仮勘定	43,530	資本金	887,645
無形固定資産	(70,242)	資本剰余金	(1,094,103)
借地権	59,553	資本準備金	1,038,033
ソフトウェア	4,066	その他資本剰余金	56,069
その他	6,622	利益剰余金	(3,838,474)
投資その他の資産	(587,340)	利益準備金	78,600
投資有価証券	134,186	その他利益剰余金	(3,759,874)
関係会社株式	181,943	別途積立金	2,176,401
出資金	475	繰越利益剰余金	1,583,473
関係会社出資金	97,386	自己株式	△256,769
破産更生債権等	11,014	評価・換算差額等	(10,461)
長期前払費用	7,440	その他有価証券評価差額金	10,461
前払年金費用	44,827		
繰延税金資産	47,702		
その他	73,377		
貸倒引当金	△11,014	純 資 産 合 計	5,573,915
資 産 合 計	7,806,038	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,806,038

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

2020年 5 月 1 日から
2021年 4 月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		8,428,105
売上原価		6,466,770
売上総利益		1,961,334
販売費及び一般管理費		1,213,923
営業利益		747,411
営業外収益		
受取利息	630	
受取配当金	5,938	
業務受託料	24,600	
受取賃貸料	2,688	
その他	3,717	37,574
営業外費用		
支払利息	509	
為替差損	5	515
経常利益		784,470
特別利益		
投資有価証券売却益	2,699	2,699
特別損失		
減損損失	120	
固定資産除却損	129	
投資有価証券売却損	9,393	
投資有価証券評価損	948	10,591
税引前当期純利益		776,578
法人税、住民税及び事業税	233,984	
法人税等調整額	4,799	238,784
当期純利益		537,794

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

2020年 5 月 1 日から
2021年 4 月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
2020年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,038,033	56,069	78,600	2,176,401	1,160,523
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰余金の配当						△114,845
当期純利益						537,794
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	422,949
2021年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,038,033	56,069	78,600	2,176,401	1,583,473

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	
2020年 5 月 1 日 残 高	△256,769	5,140,504	△5,854	545	5,135,195
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰余金の配当		△114,845			△114,845
当期純利益		537,794			537,794
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			16,315	△545	15,770
事業年度中の変動額合計	—	422,949	16,315	△545	438,719
2021年 4 月 30 日 残 高	△256,769	5,563,453	10,461	—	5,573,915

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 秀 仁	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 川 高 史	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アゼアス株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アゼアス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 本 秀 仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 川 高 史	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アゼアス株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月16日

アゼアス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 澤 俊 隆 ㊞

社外監査役 加 毛 修 ㊞

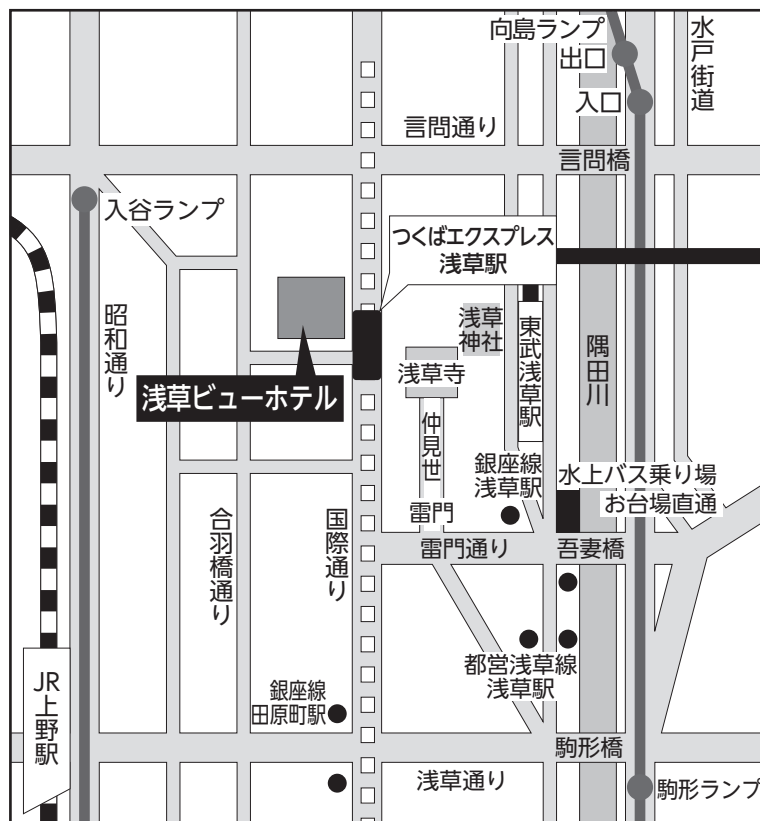
社外監査役 高 橋 章 夫 ㊞

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, typical of notebook or legal stationery. The background is a solid off-white color. There are no margins, text, or other markings present.

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間



- ・ つくばエクスプレス「浅草駅」 A2番出口 (徒歩1分)
- ・ 地下鉄・銀座線「田原町駅」 3番出口 (徒歩7分)
- ・ 地下鉄・銀座線「浅草駅」 1番出口 (徒歩10分)
- ・ 地下鉄・都営浅草線「浅草駅」 4番出口 (徒歩13分)
- ・ 私鉄・東武線「浅草駅」 松屋出口 (徒歩10分)
- ・ JR「上野駅」 タクシー5分

株 主 各 位

第80期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2021年7月1日

アゼアス株式会社

目 次

連結計算書類の連結注記表	1	頁
計算書類の個別注記表	10	頁

上記の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.azearth.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供したとみなされる情報です。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数…………… 4 社

連結子会社の名称……………日里貿易（上海）有限公司
日里服装輔料（大連）有限公司
大連保税区日里貿易有限公司
丸幸株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………丸幸国際貿易（上海）有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産額、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称等

関連会社の名称……………メディケア・ジャパン株式会社

メディケア・ジャパン株式会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………丸幸国際貿易（上海）有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格などに基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
製 品	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原 材 料	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕 掛 品	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

当連結会計年度における該当資産はありません。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
役員株式給付引当金	役員への当社株式の給付に備えるため、内規に基づく期末の株式給付債務の見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末の要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約 ヘッジ対象：商品輸出による外貨建売上債権、商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引 ③ ヘッジ方針 内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較して有効性を判定しております。 ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。
消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。
重要な外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法	当社及び連結子会社は、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)
を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 32,001千円

繰延税金負債との相殺前の金額は84,316千円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは取締役会で承認された年次経営計画及び中期経営計画を基礎として見積っており、中期経営計画以降の成長は関連する市場の状況を予測し決定しております。

当社は将来においても安定的に課税所得が生じると予測しておりますが、一部の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響等で需要が低迷しており、この影響は一定期間にわたり継続するものと仮定しております。当該仮定については、見積りの不確実性が高く、事業環境の著しい変化や新型コロナウイルス感染症の収束状況により将来の課税所得の結果が見積りや仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

(追加情報)

取締役等に対する株式給付信託 (BBT)

当社は、当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除きます。）が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること並びに、社外取締役にあっては監督、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程（ただし、役員株式給付規程のうち、監査役に関する部分については、その制定及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものとしたします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、59,793千円、113,700株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産
担保に供している資産
投資有価証券 28,642千円
上記に対応する債務
支払手形及び買掛金 358,368千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,187,276千円
3. 受取手形裏書譲渡高 45,551千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 6,085,401株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年7月28日 定時株主総会	普通株式	114,845	20.00	2020年4月30日	2020年7月29日

(注) 2020年7月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式に対する配当金2,274千円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年7月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172,267	30.00	2021年 4月30日	2021年 7月19日

(注) 決議予定の配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有する自社の株式に対する配当金3,411千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価及び発行体の財政状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。将来の市場価格変動のリスクを有しておりますが、輸出入取引に限定し取引の執行・管理については内規に基づき、行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)の「重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (*1) (千円)	時価 (*1) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,720,274	2,720,274	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,243,592	2,243,592	—
(3) 電子記録債権	455,884	455,884	—
貸倒引当金	△11,101	△11,101	—
	2,688,374	2,688,374	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	132,624	132,624	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,482,644)	(1,482,644)	—
(6) 電子記録債務	(233,309)	(233,309)	—
(7) 長期借入金	(118,779)	(118,568)	△210
(8) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

時価は、取引先金融機関より提示された価格等に基づき算定しております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,661

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額 1,090円51銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、113,700株であります。

2. 1 株当たり当期純利益 110円36銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、113,700株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格などに基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原 材 料 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕 掛 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

当事業年度における該当資産はありません。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付の支給に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末の要支給額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員への当社株式の給付に備えるため、内規に基づく期末の株式給付債務の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：商品輸出による外貨建売上債権、商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

(3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 47,702千円

繰延税金負債との相殺前の金額は66,958千円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

取締役等に対する株式給付信託(BBT)

連結注記表の追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産	
担保に供している資産	
投資有価証券	28,642千円
上記に対応する債務	
買掛金	358,368千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,047,374千円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	40,794千円
短期金銭債務	13,219千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	売上高	7,943千円
	仕入高	44,636千円
	販売費及び一般管理費	999千円
営業取引以外の取引による取引高		27,882千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	456,847株

(注)「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有している当社株式113,700株を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	4,352千円
	賞与引当金	16,167千円
	役員賞与引当金	7,348千円
	役員退職慰労引当金	30,668千円
	役員株式給付引当金	9,499千円
	貯蔵品	1,091千円
	未払費用	3,048千円
	未払事業税	10,592千円
	未払事業所税	350千円
	資産除去債務	1,099千円
	棚卸資産評価損	13,078千円
	減損損失	3,098千円
	投資有価証券評価損	286千円
	ゴルフ会員権評価損	3,231千円
	その他	458千円
	繰延税金資産の小計	104,373千円
	評価性引当額	△37,414千円
繰延税金資産の合計		66,958千円
繰延税金負債	資産除去債務に係る有形固定資産	△1,093千円
	前払年金費用	△13,726千円
	その他有価証券評価差額金	△4,435千円
	繰延税金負債の合計	△19,255千円
繰延税金資産の純額		47,702千円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末 残高 (注3)
子会社	丸幸(株)	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 経営管理契約 の締結 業務委託契約 の締結	資金の貸付	220,000	流動資産	40,000
				資金の回収	260,000	その他	
				利息の受取 (注1)	194	流動資産 その他	0
				経営管理料 及び業務委 託料の受取 (注2)	6,600	前受金	605
関連会社	メディケア・ ジャパン(株)	所有 直接 50%	資金の貸付 業務委託契約 の締結	資金の貸付	380,000	—	—
				資金の回収	500,000	—	—
				利息の受取 (注1)	399	—	—
				業務委託料 の受取 (注2)	18,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 金利については市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

注2. 経営管理料及び業務委託料については協議の上決定しております。

注3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 990円29銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有している当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、113,700株であります。

2. 1株当たり当期純利益 95円54銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有している当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、113,700株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。